

紹介状なしで受診する場合の選定療養費について

本院は、高度な医療を提供する「特定機能病院」として承認を受けているため、初めて受診される患者の皆さまには、原則、他の医療機関からの紹介状が必要です。

紹介状がない場合でも受診はできますが、初診料とは別に「紹介状なし負担額（選定療養費）」として以下の負担をお願いしています。

医科	5,400円（税込）
歯科	3,240円（税込）（平成28年4月改定）

また、平成28年4月の診療報酬改定に伴い、再診時において、病状が安定し本院からかかりつけ医へ逆紹介を行ったにもかかわらず、引き続き本院を受診した場合は、再診料とは別に以下の負担をお願いすることになりました。

医科	2,700円（税込）
歯科	1,620円（税込）

本制度は、「初期の診療は医院・診療所で、高度専門医療は病院で行う」という病院機能の分担と業務連携の推進という目的から平成28年4月から新たに制度化されました。（選定療養費の義務化）

ただし、救急車で来院された場合及び国の公費負担医療受診者等の場合は、負担対象となりません。

また、医科と歯科を別々に紹介状なしで受診（初診の場合）された場合には、それぞれで選定療養費として別途料金が必要となります。